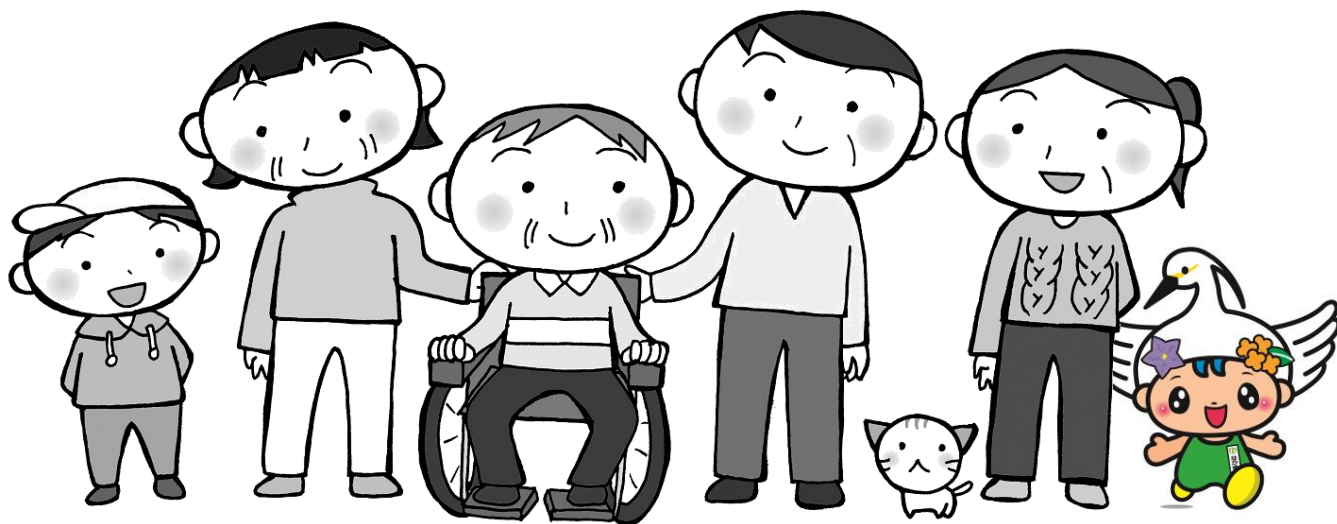


エイジフレンドリーシティ行動計画

～ いきいき ふれあい 支えあい ～

高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井



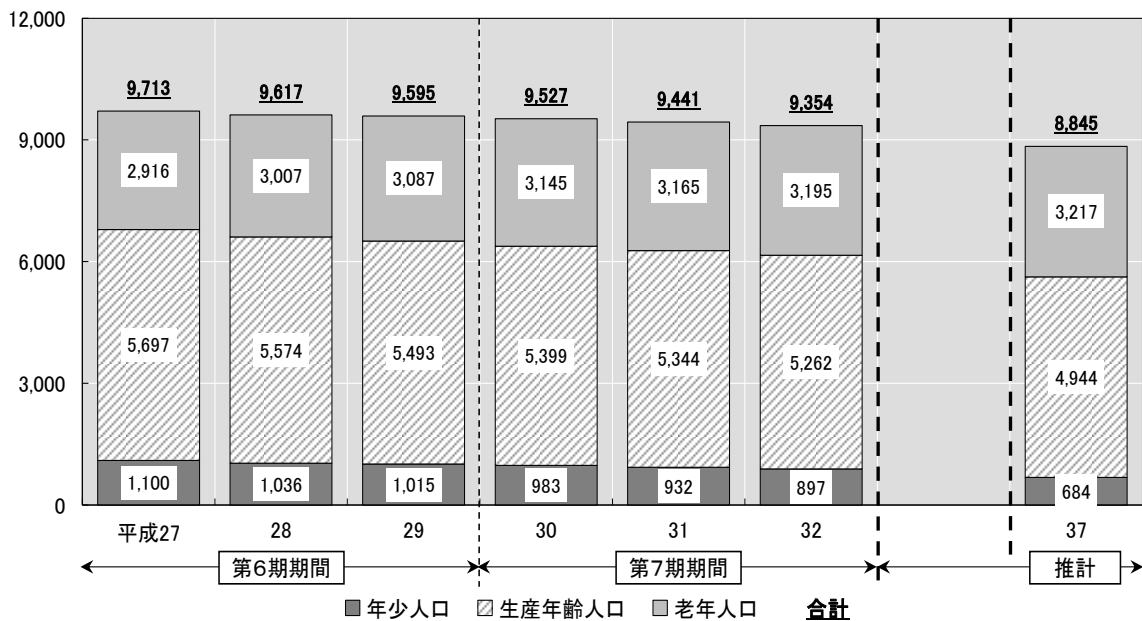
中井町

1 本町の高齢者に係る実績と推計（人口及び高齢者の動態）

① 総人口と区分別人口

本町の総人口は、減少傾向にあり、「2025年」（平成37年）には8,845人を見込んでいます。区分別人口では生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。

図表-1 総人口と区分別人口の推移（人）



資料：第7期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画関係資料

出典：（実績）住民基本台帳（各年10月1日）、（推計）「見える化」システム

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、老年人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いており、「2025年」（平成37年）には高齢者が人口の約40%を占める見込みとなっています。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移（%）

区分	第6期			第7期			推計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
年少人口	11.3	10.8	10.6	10.3	9.9	9.6	7.7
生産年齢人口	58.7	58.0	57.2	56.7	56.6	56.3	55.9
老年人口	30.0	31.3	32.2	33.0	33.5	34.2	36.4

資料：第7期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画関係資料

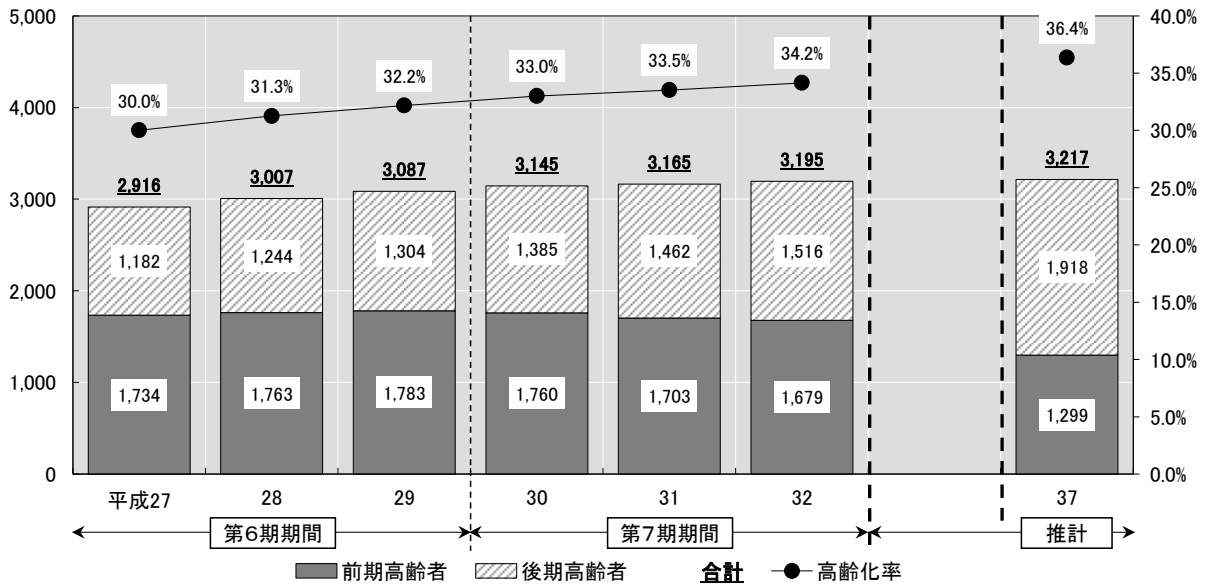
出典：（実績）介護保険事業報告、（推計）「見える化」システム

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者が増加傾向にある中、平成 29 年では 3,087 人、高齢化率は 32.2%となっており、「2025 年」（平成 37 年）には 3,217 人、高齢化率は 36.4%を見込んでいます。

平成 27 年から平成 32 年までの高齢者の推移では 279 人の増加があり、そのうち前期高齢者（65 歳～74 歳）55 人減、後期高齢者（75 歳以上）334 人増の見込みとなっています。

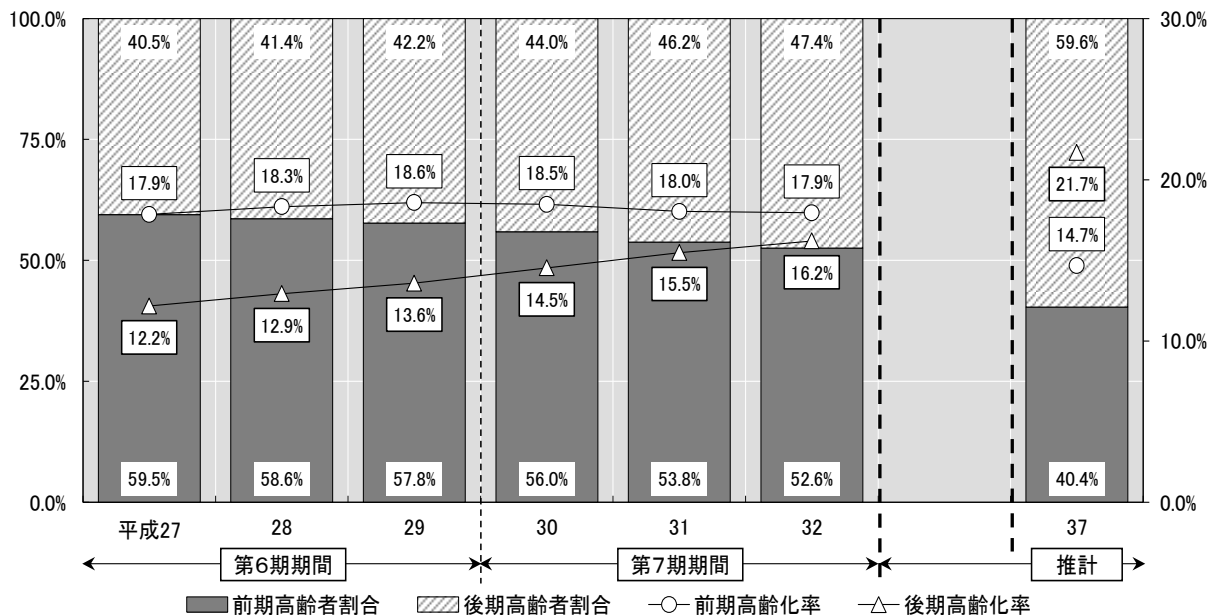
図表-3 前後期高齢者と高齢化率の推移（人）



資料：第7期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画関係資料

出典：（実績）介護保険事業報告、（推計）「見える化」システム

図表-4 前後期高齢者の構成割合及び前後期高齢化率の推移



資料：第7期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画関係資料

出典：（実績）介護保険事業報告、（推計）「見える化」システム

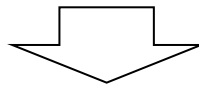
2 エイジフレンドリーシティの取組みを進める上での基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念

本町では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の町民とともに支え合いながら作りあげていくことを目指します。

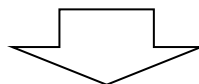
〔基本理念〕

～いきいき ふれあい 支えあい～
「高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井」



〔基本的なポイント〕

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
に基づいた内容



〔基本目標及び施策の体系〕

基本目標別の施策の展開

基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現（基本的なポイント）を目指し、この計画を推進するための4つの基本目標を定めました。

第2節 基本目標及び施策の体系

① 基本目標の設定

中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、基本理念の実現に取り組むため、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 はつらつ・いきいきとした暮らしの支援

高齢者人口の増加に伴い、元気ある高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法が分からないために参加できていない高齢者も多くいます。

本町では、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

基本目標2 高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備

地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現のため、新たに示されている「在宅医療・介護の連携」、「障がい者の地域移行」といった課題に対応するため、医療機関等の専門機関・団体との連携体制の構築が求められています。

本町では、引き続き地域包括ケア体制の充実を図るとともに、新たに枠組みに加えられた制度等の事項や対象者の支援実施に向け、適切な体制を整備します。また、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

加齢による身体機能の低下や認知症を防ぐための「健康づくり」と、要介護の重度化防止を図る「介護予防」の推進は、ともに健康状態や認知機能を悪化させないという目的で一致しており、いつまでも健康で活発に過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本町では、本計画を高齢者の「保健」を含む計画として位置付けており、保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図り、要介護度等の重度化防止を図ります。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

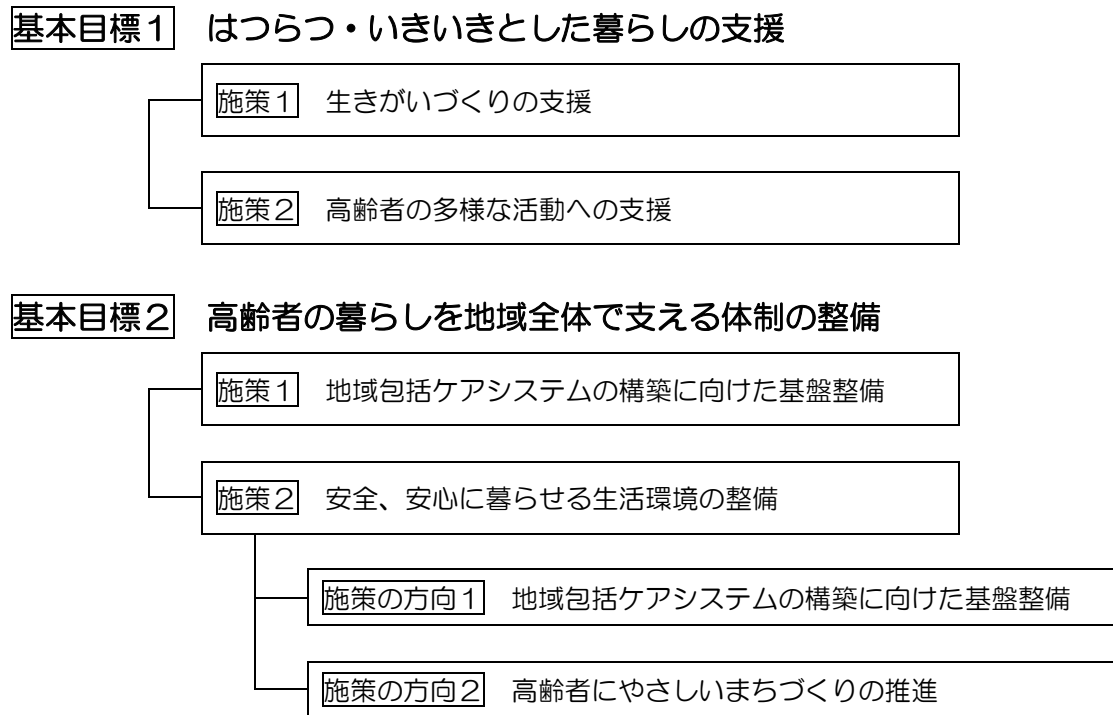
平成12年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取組を進めてきました。

新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化等の新たな取組が始まります。

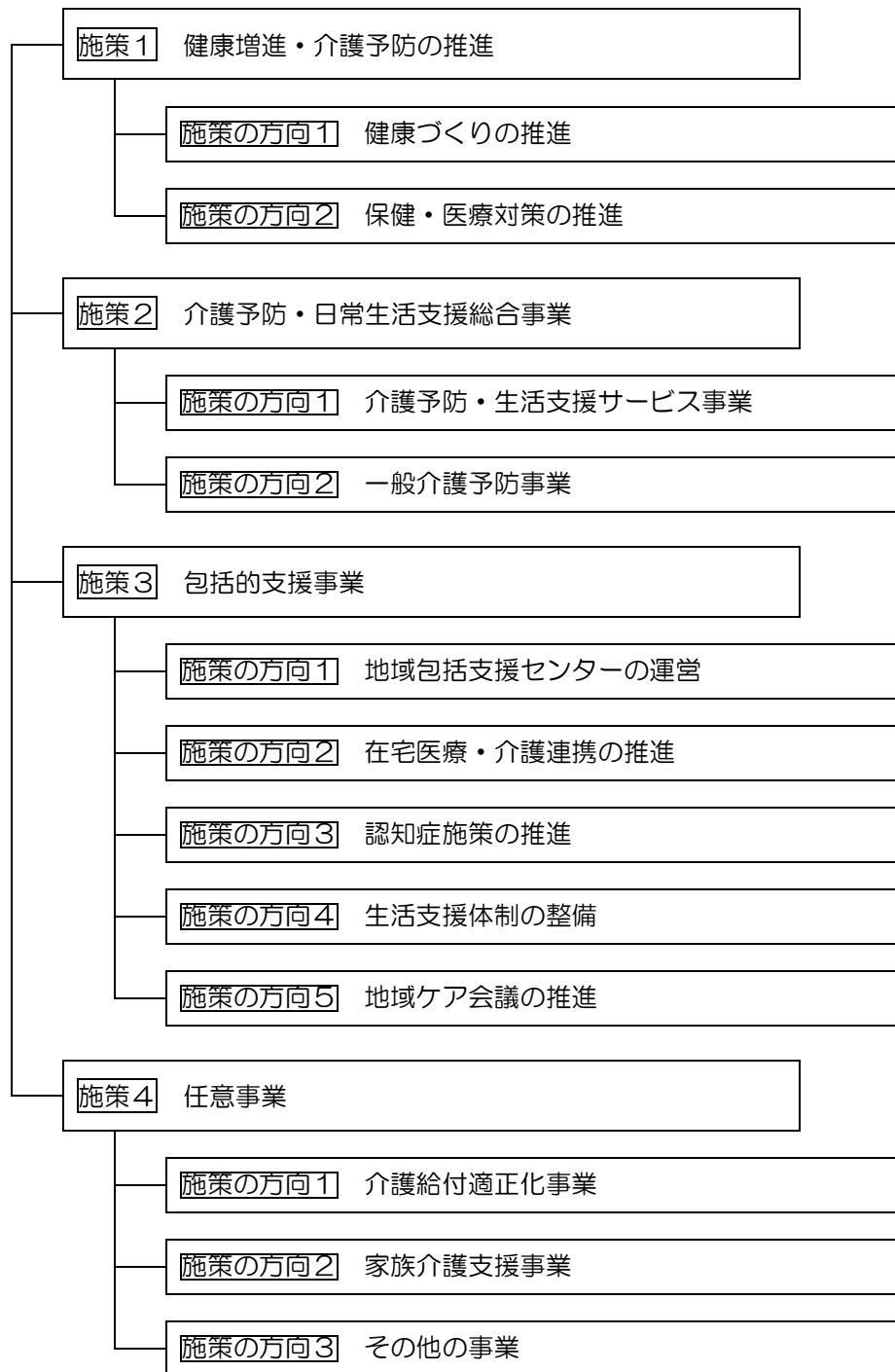
本町においても、これまでの取組を通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努め、引き続き、介護保険制度の円滑な運営を図ると共に、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図ります。

② 施策の体系

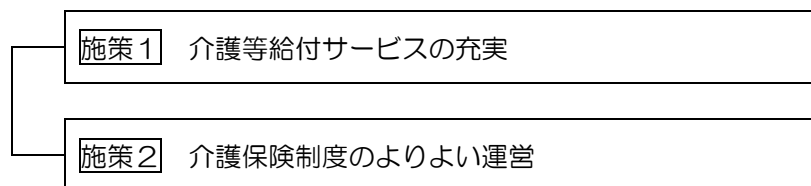
計画を構成する施策の体系は、次のとおりとなります。



基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実



基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営



3 エイジフレンドリーシティ8つのトピックに基づく取組事項

当町では、これまでに示した高齢者の状況及び取組みを進める上での基本理念を踏まえ、2019年から2021年3月の期間において、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づいて、以下の取組みを推進していきます。

(1) 屋外スペースと建物

○バリアフリー化の推進

- ・地域包括ケアの理念に基づき、高齢者が地域で住み続けることのできる環境づくりを図るため、ユニバーサルデザインに則ったまちづくりに努めます。また、高齢者の外出・移動の際に支障となる危険な障害（段差や陥没等）についても、町民や団体等と連携し、適切な整備を図ります。

○防犯・交通安全の啓発

- ・高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進するため、関係機関等と連携した防災・防犯活動に取り組み、高齢者の生活全般に亘る様々な事態から生活を守る取組を推進します。また、高齢者自身が、自ら身を守ることができるよう、安全教室や防犯情報の周知啓発、消費者被害の注意喚起等、適切な情報発信を図ります。

(2) 交通機関

○地域公共交通会議の向上

- ・児童や高齢者の移動手段の確保や公共交通空白地域の解消、定住の促進、環境負荷の軽減といった町の抱える課題に対し、地域住民、利用者、行政、交通事業者、運転者の団体などが一体となって、地域の実情やニーズに応じた運送サービスの提供等について協議し、「持続可能で『地産地消』型の地域公共交通」の実現を目指します。

○福祉有償移送サービス事業

- ・家庭において送迎することが困難な高齢者や障がい者の方等などの通院や買い物などの支援を行うため、有償での移送サービスを社会福祉協議会と連携し引き続き事業の推進を行います。

(3) 住居

○高齢者の住まいの確保に向けた支援体制の充実

- ・地域包括支援センターを中心に適切な情報発信に努めるとともに、町内関係課と連携し、計画的な住まいの確保を図ります。

また、必要に応じて自宅を訪問し、在宅生活の継続を支援していきます。

○高齢者が安全、安心に暮らせる住まいの改修支援

- ・住宅の改修が必要と認められる方に対し、住宅の浴槽改修や流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等の相談を受付けるとともに、住居の改修や耐震補強等について補助を行い、住環境の改善を促進します。

- 高齢者の多様な住まいの確保に向けた調査・研究
 - ・「居住の確保」は地域包括ケアの理念の一つであることから、引き続き、既存の家屋や住宅等の改修、整備による「居住の確保」方策についても検討します。
- 施設等への入所の必要な高齢者への支援
 - ・近年、介護や医療ニーズの変化等により施設の種類が多様化していることから、利用者一人ひとりのニーズに適切な入所が行えるよう、適切な手続きの実施、事業者の指導、監督を行います。
 - また、単独での設置が困難な施設については、需要に応じた基盤整備として、広域的な観点からも検討していきます。
- 緊急通報装置の貸与
 - ・1人暮らし高齢者を対象に、携帯ペンダントと電話機を貸与し、緊急時の連絡手段を確保しています。緊急通報装置は、町の委託事業者において管理・運用（24時間）され、必要に応じて、事業者から消防等へ通報します。
 - 1人暮らし高齢者の安心な生活環境を見守る体制として、事業を引き続き継続し、在宅生活を支援します。
- ねたきり高齢者等への介護用品の支給助成
 - ・要介護4以上の認定者のうち、在宅で生活を送る寝たきりや認知症等の高齢者に対して、介護保険の給付対象外となっている紙オムツ、尿とりパッドについて、給付を行うことにより、経済的負担軽減を図っています。
 - 引き続き、家族介護への支援を行い、在宅における介護の負担軽減を図ります。
- ホームヘルパー派遣事業
 - ・本町では直営事業として、在宅の1人暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯で虚弱な方を対象に、事業を実施しており、引き続き、在宅での自立した生活を続けられるよう、日常生活上の援助を行うホームヘルパーを派遣します。

(4) 社会参加

- 社会参加の促進と生き生きした生活の支援
 - ・高齢者の交流の場として保健福祉センターを拠点とした地域のサロン活動を展開し高齢者の豊かな知識や経験を生かしたボランティア活動など社会参加を促進します。
- 生涯学習・生涯スポーツへの支援
 - ・老若男女や障がいの有無に関わらず、誰もが親しめ健康で生きがいをもって暮らせるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等を促進します。
- 活動・交流の場の提供
 - ・自治会館や学校等の地域の資源をいかし、多様な活動や交流のためのサロン活動や児童等との触れ合いなど場づくりを進めます。

(5) 尊敬と社会的包摂

○民生委員・児童委員との連携等

- ・地域の見守りや活動の中心として活躍する民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、町民に対して民生委員・児童委員の活動に対する周知啓発を行い、円滑な活動体制をサポートします。

○高齢者虐待防止対策等の推進

- ・地域包括支援センターと連携を図り高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの消費者被害への対応の他、高齢者虐待の早期発見や防止に努めます。

○権利擁護事業の充実

- ・成年後見制度の申立に係る費用及び後見人等の報酬の助成や社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業等の事業周知を引続き図ります。

(6) 町民参加と雇用

○ボランティア活動の促進

- ・町民に対し、ボランティア、NPO等の活動への参加を促進するとともに、ボランティアに関する広報・啓発、情報の提供や相談窓口の充実に努め、「元気高齢者」をはじめとした住民の社会参加を促進します。

また、高齢者の参加による介護予防の必要性から、引き続き、県が推進する高齢者介護ボランティアポイント制度について、先進自治体の事例分析や検討を行い、本町に適当な実施の手法を検討します。

○シルバー人材センター事業の支援

- ・高齢者への就労機会の提供と就労による社会貢献、また退職後の生きがいの場づくりを図るため、シルバー人材センターの運営を引き続き支援します。これにより、高齢者が培った知見や経験を、就労を通して活かす機会を作ります。

○保健福祉センターの機能強化

- ・健康づくりの拠点として、健康づくりステーションを保健福祉センター内に整備するとともに、同じく当該センターを高齢者サロンの活動拠点として開放しています。

高齢者や、保健福祉センター利用者に対して、手軽に健康状態や体力等をチェックし、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報提供を受けられる場として、健康づくりステーションの利用促進を図ります。また、健康づくりステーション事業を通して、高齢者の健康増進、健康管理を促進します。

(7) コミュニケーションと情報

○高齢者サロンの充実

- ・社会福祉協議会と連携し、開催場所の提供や備品の貸与、情報発信等の活動支援を行い、活発な地域活動となるよう引き続き取組を促進します。

また、活動の担い手やボランティアとして、地域の団体等の関係機関と連携す

ることで、サロン活動を通じた住み慣れた地域の中で、「高齢者の居場所づくり」の確保に努めます。

○認知症初期集中支援の推進

・認知症初期集中支援チームの設置により、複数の専門職が認知症を疑われる人又は認知症の人や家族を訪問し、家族支援などの初期支援を集中的に行い、関係機関と連携しながら、認知症に対する適切な治療・支援に繋げ、自立生活のサポートを目指します。

○認知症地域支援・ケア向上の推進

・認知症地域支援推進員を中心として、認知症ケアパスの作成や活用を行うとともに地域において認知症の方を支援する関係者の連携や、認知症の方及び家族に対する支援事業を企画・推進し、引き続き、地域における認知症高齢者の支援を行います。

また、認知症の人やその家族を地域で支えるやさしいまちづくりを目的として、気軽に集い、情報交換や相談、認知症についての理解、悩みを打ち明けたり自由に会話のできる交流の場づくりとして「認知症カフェ」を開催するとともに、実施方法を検討し、医療機関や介護事業所が認知症カフェを継続開催できるように支援体制を整え、認知症に関わる地域資源の共有、発掘や連携を今後も進めていきます。

(8) 地域社会の支援と保健サービス

○災害時支援体制の強化

・当町の地域防災計画に基づき、災害時に必要な情報提供などの支援を行う体制を整備するとともに、避難するにあたって特に支援を要する高齢者に対しては、適切に対処するための体制を整備します。

また、避難誘導や避難所生活等において、関係者と連携した支援システムの整備、更には応急仮設住宅の優先入居に努めます。

○健康づくりの意識啓発

・高齢者の健康増進を図るため、「体力測定会」等の場において健康づくりを促進するとともに、健康診査受診の必要性や食生活等、健康に関する情報の発信を通して、「健康」に対する意識付けや管理を促します。

また、各種ボランティア(中井町公認体力測定ボランティア、なかい体操サポーター等)の養成・育成を行い、支援体制の強化を図ります。

○連続性のある多様な健康づくりの推進

・高齢者の社会参加と健康づくりを推進するため、講座・サロン等を実施し、社会参加の促進と併せ、高齢期の生活リズムの変化による健康障害を防ぐための事業を展開します。

高齢者の社会参加と健康づくりを推進するため、「シニア入門講座」や「高齢期男性の健康づくり・仲間づくり推進：おやじの会」を実施し、社会参加の促進と併せ、高齢期の生活リズムの変化による健康障害を防ぐための事業を行っています。

今後は、会の参加者による自主活動グループを立ち上げ、高齢者の社会活動の拡大を図ります。これらの活動の場を新たに設けて参加を促進することにより、高齢者の健康状態の改善、閉じこもり予防、仲間づくり等主体的で生きがい対策や介護予防にもつながる多様な健康づくりを支援します。

○保健・医療・福祉の連携の推進

・本町では、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターとの連携により取組を推進してきました。今後は「地域ケア推進会議」を積極的に開催し、更なる推進を図る必要があります。今後、2025年に向けて、引き続き重点的に取り組む施策として位置付け、在宅医療・介護連携の取組を本格化していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係課及び地域との繋がりを強化し、地域包括ケアシステムの実現へと繋げるためのネットワークづくりを推進します。

○地域包括支援センターの機能強化

・地域包括支援センターでは、包括的支援事業を実施し、高齢者の総合的な生活支援の中核的役割を担うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業の充実として、①介護予防マネジメント、②総合相談、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメントに取り組んでいます。

包括的支援事業の更なる充実を図るため、土日や祝日の対応や電話相談体制の拡充について検討を行い、地域包括支援センターを中心とした高齢者への総合的な支援を行うとともに、高まる需要へ対応を図ります。

また、適切な運営及び中立・公平性を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を開催し、運営内容についての定期的な評価を行います。

○在宅医療・介護連携の推進

・足柄上地区1市5町共同で設置した「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」において、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する相談を受け付けます。

また、「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」と常に連携し、地域における適切な医療と介護サービスの提供体制の確保を図り、住み慣れた地域で継続的な生活が可能となるよう取組を進めます。

○認知症初期集中支援事業の推進

・認知症初期集中支援チームの設置により、複数の専門職が認知症を疑われる人又は認知症の人や家族を訪問し、家族支援などの初期支援を集中的に行い、関係機関と連携しながら、認知症に対する適切な治療・支援に繋げ、自立生活のサポートを目指します。

○生活支援・介護予防サービスの整備

・高齢者が多様なサービスを活用しながら地域で安心して暮らせるように、引き続き、地域に不足するサービスの開発や、サービスの担い手の要請と担い手が活動する場の確保等を図るため、「生活支援コーディネーター」を配置し、「協議体」を活用することで、施策を推進します。

○地域ケア会議の推進

- 支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムを構築するため、地域課題の把握、課題解決の検討を更に進めるため、地域ケア会議を効果的に活用します。

○介護等給付サービスの充実

- 要支援・要介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、本町及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国県と連携した体制の整備を図ります。

○介護保険制度のよりよい運営

- 介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険指針において、保険者の責任によってその実施に努めることとされています。

本町においても、従来に引き続き、制度の円滑な運営及びサービスの提供に努めます。